

ロ、本船下りも同上
 ハ、細船年二本支給せられたし
 ニ、カパーを六ヶ年で取替へられたし
 其他細船船具の破損の甚旨は至急取替へられたし
 右取願に依り

昭和十年九月九日

日本船務従業員組合入阪支部門司出張所

邑本組分第一回代表者 日 出 郁 一

台賓留組邑本組社長 邑 本 辨 三 殿

十、解決状況

右要求と共に邑本組船夫全員は會社側の態度如何に依りては直ちに罷業を執行すべく強硬態度を押しつゝたか、同月十四日並に十七日の兩日の交渉で次の通り解決せり。

解 決 條 項

- 1、一切を撤廢することはい不可能なるも數生學制如何を考慮し可成其撤廢を計ること
- 2、將來考慮する
- 3、退職後二ヶ月以内に支給す
- 4、各船毎に一週間の間半なる水場湖定表を交付す
- 5、米倉に際しては出来行る限り公平を期し在社勤続年數を參照して船保小頭入船頭等助職の上推薦したる者を補登の上決定す
- 6、現在の小頭五名を六名に増員すること

6、學制に依り見舞金を賜る

7、從業船

8、從業船